

郵政民営化法の規定に基づく 新規業務の認可申請について

平成29年5月

総務省郵政行政部

ゆうちょ銀行からの認可申請の概要

平成29年3月31日、ゆうちょ銀行から認可申請のあった業務

①口座貸越による貸付業務

- ・残高を超える自動払込等の備えとなる口座貸越サービス

②資産運用関係業務

- ・CDS等の市場運用関係業務
- ・国に対する資金の貸付け

③その他の銀行業に付随する業務等

- ・地域金融機関との連携に係る業務等

【郵政民営化法の規定に基づく審査事項】

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

(考慮事項)

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. ゆうちょ銀行の経営状況

各審査事項の論点例(ゆうちょ銀行)

※①は口座貸越による貸付業務、②は資産運用関係業務、③はその他の銀行業に付随する業務等を示す。

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

例

- ・ゆうちょ銀行の株式処分に係る状況 ⇒①、②、③
- ・不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか ⇒①
- ・郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか ⇒①
- ・資金規模等を背景に、市場を歪めるおそれがないか ⇒②

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

例

- ・新規業務のリスクが申請者の態勢に比し過大であり、経営の安定性を著しく損ない、もって役務の適切な提供を阻害するおそれがないか ⇒①、②、③
- ・収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか ⇒①
- ・利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか ⇒①
- ・ユニバーサルサービスをはじめとする郵便局におけるサービスの提供の確保が阻害されるおそれがないか ⇒①

かんぽ生命保険からの認可申請の概要

平成29年3月31日、かんぽ生命保険から認可申請のあった業務

①終身保険等の見直し

- ・終身保険の見直し
- ・定期年金保険の見直し
- ・入院特約等の見直し

②法人向け商品の受託販売の充実

- ・第一生命の「経営者向け介護保障定期保険」の受託販売

【郵政民営化法上の規定に基づく審査事項】

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

(考慮事項)

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. かんぽ生命保険の経営状況

各審査事項の論点例(かんぽ生命保険)

※①は終身保険等の見直し、②は法人向け商品の受託販売の充実を示す。

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

例

- ・かんぽ生命保険の株式処分に係る状況 ⇒①、②
- ・不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか ⇒①、②
- ・郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか ⇒①

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

例

- ・収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか ⇒①、②
- ・利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか ⇒①、②
- ・新規業務のリスクが申請者の態勢に比し過大であり、経営の安定性を著しく損ない、もって役務の適切な提供を阻害するおそれがないか ⇒①
- ・ユニバーサルサービスをはじめとする郵便局におけるサービスの提供の確保が阻害されるおそれがないか ⇒①

金融2社の業務の制限に係る郵政民営化法の規定

第一百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～六（略）

2～4（略）

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

第三百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。）のうち政令で定めるもの以外の保険の種類に引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

2（略）

3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。